

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月18日

分任契約担当官 九州地方整備局
鹿児島国道事務所長 鳥澤 秀夫

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 入札の件名 | 木材売払（その2） |
| (2) 売払物品の保管場所 | 鹿児島県薩摩川内市網津地先
（詳細は入札説明書による） |
| (3) 売払物品の数量 | 入札説明書による |
| (4) 売払代金納入期限 | 分任歳入徴収官九州地方整備局鹿児島国道事務所長の発行
する納入告知書に定める期限 |
| (5) 引渡場所 | 売払物品の保管場所と同じ |
| (6) 引渡期日 | 代金納入の翌日から令和5年3月31日まで |
| (7) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のうち「立木竹」のB又はC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (4) 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (5) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 現場説明に参加した者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 経理課（内線228）
電話 099-216-3850 FAX 099-216-3862

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
上記3. (1)の場所において交付する。
郵送による交付を希望する場合は、上記3. (1)に問合わせること。
郵送料を別に必要とする。
- (3) 現場説明の日時及び場所
現場説明の日時
①令和5年1月25日(水) ※時間は別途調整する。
②令和5年1月26日(木) ※時間は別途調整する。
※①、②のいずれかに参加すること。
現場説明の場所 売払物品の保管場所(詳細は入札説明書による)
※現場説明に参加する者は、事前に3. (1)まで連絡すること。
- (4) 証明書等の提出期限及び提出場所
令和5年2月2日 17時00分
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 経理課
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (5) 入札書の提出期限及び提出場所
令和5年2月24日 17時00分
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 経理課
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。(書留郵便に限る)
- (6) 開札の日時及び場所
令和5年2月27日 11時00分
〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者の要求される事項
この競争に参加希望する者は、売払物品の現場説明を受け、また、必要な証明書等を令和5年2月2日17時00分までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、分任契約担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象
分任契約担当官において資格審査を行い、契約可能と判断した競争参加資格審査申請書に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者がいない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 質問事項があれば文書にて照会を行う。
- (10) 詳細は入札説明書による。